

源泉徴収票の送付

問 帰多年金事務所

0880-34-1616 (自動音声案内)

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票										
支払を受ける者 (フリガナ)	住所又は 場所	生年月日	年金の種別							
氏名			(4)							
(3) 区 分	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額						
所徴法第203条の3第1号・第4号適用分	(1)	円	(2)	円						
所徴法第203条の3第3号・第5号適用分		円		円						
所徴法第203条の3第4号適用分		円		円						
所徴法第203条の3第6号適用分		円		円						
(5) 本 人	(6) 控除対象配偶者 (フリガナ)	(7) 控除対象扶養親族の数	(8) (9) 調査者の数	(10) (11) その他の親族の数	社会保険料の額					
特質者 その他の 扶養者 (フリガナ)	名前 基準 一般 老人 人 人	の有無等 特定 老人 その他 人 人	扶養親族の数 特別 老人 人 人	扶養親族の数 特別 老人 人 人						
扶養対象 扶養親族 (フリガナ)	名前 (12)	区分	(摘要)							
16歳未満の 扶養親族 (フリガナ)	名前 (13)	区分								
支払者 法人番号 600001207001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支払官 厚生労働省年金局 事業企画課 10mm	印									

～確定申告まで大切に保管を～

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。

そのため、老齢年金を受けている方には、日本年金機構から1年間の年金支払い総額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬～下旬にかけて順次発送予定です。確定申告の際に提出してください。

※障害年金・遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は届きません。

※紛失・未着の場合は再交付できます。

確定申告はスマホとマイナポータル連携でもっと便利に！

画面の案内に沿って入力するだけで、作成からe-Tax送信まで完了。マイナポータル連携で控除証明書等の自動入力も可能です。詳しくはYouTube「国税庁動画チャンネル」へ。

※窓口相談はLINEで事前予約を（令和7年分の相談は2月16日から開始）



申告等作成



マイナポータル連携



国税庁動画チャンネル

問 中村税務署 0880-35-2135

20歳になつたら国民年金

問 帰多年金事務所

0880-34-1616 (自動音声案内)

国民年金の制度は、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は全員加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

【国民年金の種類】

第1号	第2号	第3号
自営業・学生等	会社員・公務員	第2号の扶養配偶者
自分で納付	給料から天引き	納付不要

メリット

老後を支える終身保障

障害・遺族年金で
現役世代も保障

保険料は全額所得控除

20歳になつたら

「基礎年金番号通知書」や「国民年金保険料納付書」等が日本年金機構から届きます。

基礎年金番号通知書は保険料納付の確認や就職・転職時等に必要な重要書類です。大切に保管しましょう。保険料を未納のままにすると障害年金等が受け取れない場合があります。納付困難な場合は必ず免除・納付猶予制度の申請をしましょう（マイナポータルから電子申請可）。